

農地法第3条の規定による許可申請書に必要な添付書類

○=必須、△=場合により必要

申請区分 添付書類（各1部）	申請主体区分						申請形態区分					
	個人		法人				譲受人の単独申請可能					
	未成年	未成年以外の者	農地所有適格法人	農業協同組合	その他の法人（医療法人等）	一般法人（解除条件付き貸借）	競売・公売による	遺贈による（相続人以外）	確定判決による	裁判上の和解請求の認諾	民事調停法の調停成立	家事審判法の審判和解の成立
1 申請地の登記事項証明書（全部事項証明書）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 譲渡人の住民票又は戸籍附票	△	△	△	△	△	△	△					
3 譲受人の住民票謄本	△	△					△					
4 戸籍謄本	○							○				
5 耕作証明書	△	△	△			△						
6 法人の登記事項証明書			△		△	△						
7 構成員名簿の写し（役員、組合員、株主）			○									
8 定款又は寄付行為の写し			○	○	○	○						
9 営農計画書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10 総会議事録					○	○						
11 委託規定				○								
12 農地所有適格法人としての事業等の状況			○									
13 貸借契約書	△	△	△		△	○						
14 競落調書又は公売調書							○					
15 公正証書又は遺言書								○				
16 判決書									○			
17 和解調書										○		
18 調定調書											○	
19 家事審判書												○
20 誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
21 委任状	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

※提出締切日：毎月5日（土日祝日の場合は翌開庁日）

許可証受渡予定日：申請締切日から直近に開催される農業委員会定例総会後1週間以内

農業委員会事務局 電話番号：0889-22-7710

農地法第3条申請 添付書類等（内容）一覧

No.	書 類 名	内 容
1	申請地の登記事項証明書 （全部事項証明書）	申請する農地及び採草放牧地の現在の権利関係（所有者、抵当権など）、地目、面積を確認します。 申請書の提出日前3カ月以内に発行されたものがが必要です。 【発行場所】最寄りの法務局
2	譲渡人の住民票又は戸籍附票	1を取得した際に、そこに記載されている土地を譲り渡す者（売り手・貸し手）の住所〔A〕と現在の住所〔B〕が一致しない場合に、〔A〕から〔B〕までの遍歴を確認します。 【発行場所】 住民票・・・現在の住所地の役所 戸籍附票・・・①本籍地の役所窓口か郵送請求 ②マイナンバーカードを使ったコンビニ交付（コンビニ交付に対応している市区町村のみ）
3	譲受人の住民票謄本	土地を取得する者（買い手・借り手）が町外在住の場合は世帯全員が記載された住民票が必要です。 【発行場所】現在の住所地の役所
4	戸籍謄本	申請者が未成年者である場合や、相続による権利取得である場合など、親族関係や法定代理人の確認、又は相続関係の確認をします。 【発行場所】 戸籍附票・・・①本籍地の役所窓口か郵送請求 ②マイナンバーカードを使ったコンビニ交付（コンビニ交付に対応している市区町村のみ）
5	耕作証明書	土地を取得する者（買い手・借り手）が、現在、申請地以外にどれくらいの農地を耕作しているのか（または耕作していないか）を確認するため、農地の経営面積と農地の各筆明細が記載されているものがが必要です。 【発行場所】所有権又は貸借権を有する農地が存在する農業委員会
6	法人の登記事項証明書	土地を取得する者（買い手・借り手）が法人である場合、法人の名称、所在地、事業目的、役員などを確認します。 申請書の提出日前3カ月以内に発行されたものがが必要です。 【発行場所】最寄りの法務局
7	構成員名簿の写し（役員、組 員、株主）	土地を取得する者（買い手・借り手）が農地所有適格法人の場合、構成員を確認し、その構成が農地法上の要件を満たしているか、また、事業体制を確認します。
8	定款又は寄付行為の写し	土地を取得する者（買い手・借り手）が法人の場合、事業目的を確認します。特に法人が農業経営を行うことが目的として規定されているかを確認します。
9	営農計画書	土地を取得する者（買い手・借り手）が、現在どのような耕作をしているのか（または耕作をしていないか）、申請地でどのような農作業を行うのかを具体的に説明し、耕作能力の審査に使用します。

10	総会議事録	土地を取得する者（買い手・借り手）が法人の場合、農地を取得又は貸借を行うことを最高意思決定機関（総会や理事会）が正式に決定したことを証明する文書です。原本証明及び各ページに割印を押印してください。
11	委託規定	土地を取得する者（買い手・借り手）が法人で、農作業の全部又は一部を外部の者に委託する場合、その内容（受託者、委託作業、期間）を定めた規定が必要です。
12	農地所有適格法人としての事業等の状況	土地を取得する者（買い手・借り手）が農地所有適格法人の場合、その適格要件（事業内容、構成員、議決権など）を継続して満たしていることを証明するために使用します。
13	貸借契約書	申請する農地の賃貸借（又は使用貸借）契約書を2部作成し、収入印紙を貼付した上で、それぞれ1通ずつ所持し、その写しを提出してください。契約内容（賃料、期間、特約事項など）を確認し、貸借権設定の意思を確認します。 なお、農地所有適格法人以外の法人は、解除条件付き貸借契約の提出となります。
14	競落調書又は公売調書	裁判所の競売による競落や、国や自治体の購買により農地の権利を取得する場合に、その権利取得の根拠を示す公的な文書が必要です。 【発行場所】 競落調書・・・裁判所 公売調書・・・公売実施機関
15	公正証書又は遺言書	遺贈や、贈与・売買契約を公正証書で行った場合に、権利移動の根拠を示す書類が必要です。 【発行場所】 公正証書・・・公証役場
16	判決書	裁判所の判決に基づき、農地の権利移動が行われる場合に、その内容を示す公的な文書が必要です。 【発行場所】 裁判所
17	和解調書	裁判所の和解により、農地の権利移動が行われる場合に、その内容を示す公的な文書が必要です。 【発行場所】 裁判所
18	調定調書	裁判所の調停により、農地の権利移動が行われる場合に、その内容を示す公的な文書が必要です。 【発行場所】 裁判所
19	家事審判書	家庭裁判所の審判に基づき、農地の権利移動が行われる場合に、その内容を示す公的な文書が必要です。 【発行場所】 家庭裁判所
20	誓約書	申請内容や営農計画、地域との協調を確実に実行することを、土地を取得する者（買い手・借り手）が制約する文書です。
21	委任状	申請手続きや許可書の受け取りなどを代理人に委任する場合に、その権限を証明するために必要です。